

社援保発 0331 第 3 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公 印 省 略）

「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の
取扱いについて」の一部改正について（通知）

今般、「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い
について」（昭和 58 年 3 月 31 日社保第 51 号厚生省社会局保護課長通知）の一
部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することと
したので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

○「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」
(昭和 58 年 3 月 31 日社保第 51 号厚生省社会局保護課長通知)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 保 第 51 号 昭 和 58 年 3 月 31 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p>入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者等の加算等の取扱いについて</p> <p>入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者並びに有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護を行う住居の入居者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居の入居者の加算等の取扱いについて全国の状況をみると、各都道府県市において実施方法等が区々となっていることから、今般、全国統一的な実施を期するため、別紙のとおり取扱指針を作成したので、今後これらの者に対する加算等の計上に当たっての基準とされたい。</p> <p>(別紙) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者等の加算等の取扱指針</p> <p>1 趣旨</p> <p>告示別表第 1 第 2 章の 3 に規定する介護施設入所者加算若しくは同章の 9 に規定する重複調整等の対象となる加算又は同第 3 章の 1 に規定する入院患者日用品費若しくは同章の 2 に規定する介護施設入所者基本生活費（これに相当するも</p>	<p style="text-align: right;">社 保 第 51 号 昭 和 58 年 3 月 31 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p>入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて</p> <p>入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて全国の状況をみると、各都道府県市において実施方法等が区々となっていることから、今般、全国統一的な実施を期するため、別紙のとおり取扱指針を作成したので、今後これらの者に対する加算等の計上に当たっての基準とされたい。</p> <p>(別紙) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱指針</p> <p>1 趣旨</p> <p>告示別表第 1 第 2 章の 3 に規定する介護施設入所者加算若しくは同章の 9 に規定する重複調整等の対象となる加算又は同第 3 章の 1 に規定する入院患者日用品費若しくは同章の 2 に規定する介護施設入所者基本生活費（これに相当するも</p>

のを含む。) (以下「加算等」という。) は、原則としてその基準額の全額を計上することとされているが、医療機関、介護施設、社会福祉施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護を行う住居又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居 (以下「医療機関等」という。) に入院、入所又は入居中の被保護者で、この額では合理的な目的のない手持金の累積を生ずる場合には、告示別表第1第2章の3、同章の9、同第3章の2及び同章の3の規定に基づき、これらを支給されている者の消費の実態に見合った額を計上するのが本来である。

しかしながら、こうしたことが事務的な理由等から困難な場合であって被保護者本人以外の者が手持金を管理しているときは、その累積額に着目して次のような加算等の計上を行うこととする。

2 取扱いの対象者

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理をゆだねている者

- (1) 入院患者で加算等を認定されている者
- (2) 介護施設入所者で加算等を認定されている者
- (3) 社会福祉施設入所者で加算等を認定されている者

(4) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護を行う住居又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居の入居者で加算等を認定されている者

3 手持金の累積額

(1) 本通知2の(1)から(3)の場合

対象者に認定されている加算等の6か月分の額。ただし、近い将来医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費については、必要最小限の範囲で配慮して差し支えない。

(2) 本通知2の(4)の場合

対象者に認定されている加算等及び告示別表第1第1章に規定する基準生活費 (以下「基準生活費」という。) の6か月分の額。ただし、近い将来医療を受

のを含む。) (以下「加算等」という。) は、原則としてその基準額の全額を計上することとされているが、医療機関、介護施設又は社会福祉施設 (以下「医療機関等」という。) に入院入所中の被保護者で、この額では合理的な目的のない手持金の累積を生ずる場合には、告示別表第1第2章の3、同章の9、同第3章の2及び同章の3の規定に基づき、これらを支給されている者の消費の実態に見合った額を計上するのが本来である。

しかしながら、こうしたことが事務的な理由等から困難な場合であって被保護者本人以外の者が手持金を管理しているときは、その累積額に着目して次のような加算等の計上を行うこととする。

2 取扱いの対象者

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者で、金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理をゆだねている者

- (1) 入院患者で加算等を認定されている者
- (2) 介護施設入所者で加算等を認定されている者
- (3) 社会福祉施設入所者で加算等を認定されている者

3 手持金の累積額

対象者に認定されている加算等の6か月分の額。ただし、近い将来医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費については、必要最小限の範囲で配慮して差し支えない。

けることに伴って通常必要と認められる経費については、必要最小限の範囲で配慮して差し支えない。

4 計上の方法

加算等の計上は、次の方法による。

(1) 本通知2の(1)から(3)の場合

ア 手持金の累積が上記3の額に達している場合は、加算等の計上を停止する。

イ 手持金が加算等の1か月分程度まで減少した場合は、再度加算等を計上する。

ウ なお、介護施設入所者加算又は重複調整等の対象となる加算及び入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費の両者が認定されている者については、次のような段階的な取扱いを行っても差し支えない。

(ア) アの場合においてまず介護施設入所者加算又は重複調整等の対象となる加算の計上を停止し、さらに累積が進行する場合は入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費の順に計上を停止する。

(イ) イの場合においてまず入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を計上し、更に必要がある場合には介護施設入所者加算又は重複調整等の対象となる加算の順に計上する。

(ウ) 介護保険料加算が認定されている場合は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費の停止又は計上に合わせて一体的に取り扱う。

(2) 本通知2の(4)の場合

ア 手持金の累積が上記3の(2)の額に達している場合は、加算等の計上を停止する。

イ 手持金が加算等及び基準生活費1か月分程度まで減少した場合は、再度加算等を計上する。

5 取扱上の留意事項

(1) この指針の取扱いに当たっては、医療機関等の理解を十分に得た上、円滑に実施するよう配慮すること。

(2) 加算等の計上を停止しようとする場合は、停止の前に、必要な加算等の需要が計画的かつ合理的に賄われていたかどうかを調査し、加算等の全額を必要と

4 計上の方法

加算等の計上は、次の方法による。

(1) 手持金の累積が上記3の額に達している場合は、加算等の計上を停止する。

(2) 手持金が加算等の1か月分程度まで減少した場合は、再度加算等を計上する。

(3) なお、介護施設入所者加算又は重複調整等の対象となる加算及び入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費の両者が認定されている者については、次のような段階的な取扱いを行っても差し支えない。

ア (1)の場合においてまず介護施設入所者加算又は重複調整等の対象となる加算の計上を停止し、さらに累積が進行する場合は入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費の順に計上を停止する。

イ (2)の場合においてまず入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を計上し、更に必要がある場合には介護施設入所者加算又は重複調整等の対象となる加算の順に計上する。

ウ 介護保険料加算が認定されている場合は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費の停止又は計上に合わせて一体的に取り扱う。

5 取扱上の留意事項

(1) この指針の取扱いに当たっては、医療機関等の理解を十分に得た上、円滑に実施するよう配慮すること。

(2) 加算等の計上を停止しようとする場合は、停止の前に、必要な加算等の需要が計画的かつ合理的に賄われていたかどうかを調査し、加算等の全額を必要と

しないことを確認の上行うこと。

また、停止の後は、年金等の支給時期を勘案しながら必要の都度対象者の加算等の消費状況を確認し、適切な対応を採ること。

(3) 社会福祉施設の長に加算等の管理をゆだねている場合であっても、更生訓練を目的とする施設に入所している者等で、金銭管理能力を有する者については、今回の取扱いの対象とならないこと。

(4) 介護保険料加算が計上されている者であって、保護の実施機関が当該加算に相当する額を受領し、被保護者に代わって保険者に納付している者については、当該加算の計上が停止又は再計上された場合、その旨保険者に連絡するとともに、当該加算の停止により代理納付ができなくなることから、保険者及び医療機関等の長の協力を得て、円滑な保険料納付が行われるよう配慮されたい。

(5) 加算等を計上しないことにより、保護を要しなくなる場合でも、直ちに保護を廃止せずとりあえず保護の停止を行うこと。

ただし、累積金が多額であるため保護を廃止しても最低生活が維持でき、特段の事情の変化がなければ相当長期にわたって保護を要しないと判断される者については廃止すること。

なお、保護の停止又は廃止を行う場合には、国民健康保険への加入手続きについて遺漏のないようにすること。

しないことを確認の上行うこと。

また、停止の後は、年金等の支給時期を勘案しながら必要の都度対象者の加算等の消費状況を確認し、適切な対応を採ること。

(3) 社会福祉施設の長に加算等の管理をゆだねている場合であっても、更生訓練を目的とする施設に入所している者等で、金銭管理能力を有する者については、今回の取扱いの対象とならないこと。

(4) 介護保険料加算が計上されている者であって、保護の実施機関が当該加算に相当する額を受領し、被保護者に代わって保険者に納付している者については、当該加算の計上が停止又は再計上された場合、その旨保険者に連絡するとともに、当該加算の停止により代理納付ができなくなることから、保険者及び医療機関等の長の協力を得て、円滑な保険料納付が行われるよう配慮されたい。

(5) 加算等を計上しないことにより、保護を要しなくなる場合でも、直ちに保護を廃止せずとりあえず保護の停止を行うこと。

ただし、累積金が多額であるため保護を廃止しても最低生活が維持でき、特段の事情の変化がなければ相当長期にわたって保護を要しないと判断される者については廃止すること。

なお、保護の停止又は廃止を行う場合には、国民健康保険への加入手続きについて遺漏のないようにすること。